

## 《全建統一様式 第3号》 施工体制台帳

## 【記入要領】

1. この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書（様式第1号一甲）を添付することにより、一次下請業者別の施工体制台帳として利用する。
2. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
3. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
4. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
5. 監理技術者および専門技術者について次のものを添付すること。
  - ① 資格を証するものの写し
  - ② 自社従業員である証明書類の写し（従業員証、健康保険証など）
6. 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称欄には元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、右側の一次下請負人に関する事項は請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、この様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載する。右側の一次下請負人に関する事項については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載する。

## ※ [主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 1 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]いずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 4 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記載する。）
  - ①経験年数による場合
    - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験  
（短大・高専卒業者を含む。）
    - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
    - 3) その他 10年以上の実務経験
  - ②資格等による場合
    - 1) 建設業法「技術検定」
    - 2) 建築士法「建築士試験」
    - 3) 技術士法「技術士試験」
    - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
    - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
    - 6) 消防法「消防設備士試験」
    - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

### 【元請関係全建統一様式第3号(左)】

- ① 工事請負契約を締結した会社名を記載する。
- ② 請負契約(工事)を担当する作業所名を記載する。
- ③ 請負会社が取得している建設業法第3条に定める許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。  
(許可期間5年)  
許可業種は、保有する業種のうち、請負工事に必要な業種のみ記載する。
- ④ 工事請負契約を締結した工事名称と工事内容を記載する。工事内容は工種、数量等を記載する。
- ⑤ 工事請負契約書に記載されている発注者の名称並びに住所を記載する。
- ⑥ 工事請負契約書に記載されている工期並びに契約日を記載する。
- ⑦ 元請契約については工事請負契約書に記載されている会社名及び住所を転記し下請契約については下請負契約を締結した支店又は営業所の名称及び住所を記載する。なお、下請負契約が元請契約と同じ場所の場合は「同上」と記載してもよい。
- ⑧ 発注者より通知された監督員名を記載する。(建設業法第19条の2第2項)
- ⑨ 発注者の監督員の権限は、工事請負契約書の記載条文番号を、意見申出方法については、工事請負契約書に記載されている方法を記載する。  
例)発注者の監督員(吉田)の行為について、請負人(八重洲建設)が発注者(千代田商事)に対する意見
- ⑩ 監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調合、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。  
これは建設工事は、性質上工事完成後に施工上の瑕疵を発見することは困難であり、また仮に瑕疵を発見することができても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることによる。  
その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」を記載する。  
下請負契約書に記述がない場合は、一般的に下請負契約を締結した元請の工事部長名等を記す。  
元請負業者が下請負業者と締結した下請負契約書における監督員の権限と意見の申出の方法を記載する。一般的には発注者の監督員と同様であるが、契約条項については異なるので注意すること。例)元請(八重洲建設)の監督員(上田)の行為について、下請負人(一次大山建設)が発注者(八重洲建設)に対する意見
- ⑪ 工事請負契約書に規定する現場代理人名を転記する。建設業法第19条の2第1項
- ⑫ 現場代理人の権限については、工事請負契約書に規定される権限であり、発注者の意見の申出の方法については、工事請負契約書に規定されている「文書」と記載する。  
例)請負人(八重洲建設)の現場代理人(夏川)の行為について、発注者(千代田商事)が請負人(八重洲建設)に対する意見
- ⑬ 建設業法第26条に規定する監理技術者名を記載し、第26条第3項により「公共性のある工作物に関する重要な工事」で政令で定めるものについては「専任」の者でなければならない。
- ⑭ 監理技術者に必要とされる資格(建設業法第27条に定める技術検定等)を記載する。
- ⑮ 請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。建設業法第26条の2
- ⑯ 専門分野における専門技術者が必要な資格を記載する。
- ⑰ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。
- ⑱ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と掲載する。

### 【元請関係全建統一様式第3号(右)】

- ① 一次下請会社の会社名を記載する。
- ② 一次下請会社の会社の代表者名を記載する。
- ③ 一次下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。
- ④ 一次下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。一次下請会社が施工する主たる工種・工事内容を記載する。
- ⑤ 一次下請会社との契約工期を記載する。  
契約日は、下請契約締結日を記載する。
- ⑥ 一次下請会社が取得している許可業種のうち④の工事に必要となる許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、建設業法第3条ただし書・政令第1条の2により500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。なお、警備業に関しては、国土交通省発注工事については、一次下請となる警備会社の記載が求められているものもある。その場合は「建設業の許可」を「警備業の許可」、「施工に必要な許可業種」を「施工に必要な認定書」、「許可番号」を「認定書番号」、「許可(更新)年月日」を「有効期間」と書き換え、それぞれの項目を記載する。
- ⑦ 一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。  
なお、警備業に関しては、「現場代理人名」を「現場責任者名」と書き換え、その氏名を記載する。
- ⑧ 現場代理人の権限と意見申出方法を記述している下請負契約書の内容を転記する。  
例)一次下請(大山建設)の現場代理人(中島)の行為について、注文者(八重洲建設)が請負人(大山建設)に対する意見
- ⑨ 建設業法第26条の規定により、一次下請会社の当該施工に必要な資格を有する主任技術者の氏名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で元請会社との契約額が2,500万円(建築一式工事では5,000万円)を超える場合は、「専任」とし常駐する必要がある。  
また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。
- ⑩ 労働安全衛生法第16条に定められた、一次下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任しその氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については、定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑪ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、一次下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を( )書きで記載する。
- ⑫ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。  
雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑬ ④の工事に付帯する別の専門工事(例 大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組立を行う場合)を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。
- ⑭ 専門技術者の資格内容は、⑨の資格内容と同じ。
- ⑮ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑬の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑯ 登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。
- ⑰ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、元請契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載す